

Financial Services Tax News

Special Edition: May 2008

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界 150 か国に 146,000 人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約 530 人のスタッフからなる専門家集団であり、そのうち約 100 名が金融部に所属しています。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

2008年度税制改正

金融関連の主な改正点の適用時期について

2008年4月30日に、「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」(あわせて、「改正税法」)が成立し、関連する政省令が公布されました。2008年度税制改正については、2007年12月発行のニュースレターで主な改正点についてご紹介済みですが、本ニュースレターでは、改正税法の成立が2008年4月30日となったことを受け、2008年3月31日に適用期限が到来した租税特別措置等を含めて、改正税法の法案段階で2008年4月1日以後適用を予定していた改正点のうち、金融に関する主な改正点の適用時期についてご紹介いたします。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

2008年4月1日に遡及して適用される主な改正点

(1) 民間国外債等の利子・発行差金の課税の特例にかかわる対象範囲の見直しおよび延長

2008年4月1日以後に発行される民間国外債につき非居住者または外国法人が支払を受ける利子等にかかわる非課税の取扱いについて適用されます。

なお、居住者・内国法人が支払を受ける民間国外債の利子に対する源泉徴収については、2008年5月1日から適用されます。

(2) 恒久的施設となる代理人等の範囲からの独立代理人の除外

原則として2008年4月1日以後の恒久的施設とされる代理人等の判定について適用されます。

(3) 投資法人の課税の特例における同族会社判定の要件見直し

2008年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

(4) 機械および装置を中心とした法定耐用年数の見直し

2008年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

(5) 交際費等の損金不算入

2006年4月1日から2010年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

2008年4月30日以後適用される主な改正点

(1) 特定目的会社および投資法人等が納付した外国法人税の取扱い見直し

2008年4月30日以後に開始する事業年度において納付する外国法人税の額について適用されます。

(2) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用

2008年4月30日から2010年3月31日までの間に終了する事業年度について適用されます。

(3) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

2008年4月30日から2010年3月31日までの間に支出する使途秘匿金について適用されます。

2008年5月1日以後適用される主な改正点

(1) 外国法人が発行する債券の利子にかかわる源泉の置きかえ

外国法人が2008年5月1日以後に発行する債券について適用されます。

なお、2008年3月31日に成立した「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律」および「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律」により、暫定的に適用期限が延長されている以下の主な租税特別措置等は、改正税法および関連する政令により、適用期限の撤廃または一部の税率の見直しを行った上で適用期限の延長がなされています。

(1) 適用期限の撤廃

- ・ 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税
- ・ 外国金融機関等の債券現先取引にかかわる利子の課税の特例

(2) 一部の税率の見直しを行った上で適用期限延長

- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減
- ・ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル 15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
マネージャー	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com